

事例から学ぶ

リフィル処方箋に関する事例

《調剤に関するヒヤリ・ハット事例》

【リフィル可欄の見落とし】

■事例の詳細

リフィル処方箋を応需した際、薬剤師はリフィル可欄を確認しなかった。通常の処方箋として薬剤を交付した際に、患者の家族から処方箋の返却を求められ、薬剤師はリフィル処方箋であることに気付いた。

■背景・要因

当薬局はリフィル処方箋を応需する機会が少なく、リフィル可欄を確認する習慣がなかった。

■薬局から報告された改善策

処方箋の受付から交付までの業務工程において、リフィル処方箋かどうか確認する手順を徹底することを薬局内で確認した。

➡この他にも調剤に関するヒヤリ・ハット事例が報告されています。

【リフィル処方箋への疑義照会内容の記載漏れ】

- ◆ 10歳代の小児患者にモンテルカスト錠10mgがリフィル可で処方された。通常、6歳以上の小児に気管支喘息でモンテルカストを使用する場合は5mgを1日1回服用するため、1回目の調剤時に疑義照会を行った。その結果、モンテルカストチュアブル錠5mg「日医工」に変更となったが、その旨を備考欄に記載せずに、処方箋を患者に返却した。その後、2回目の調剤を担当した薬局が、1回目に交付した薬剤を確認するために当薬局に連絡してきたことから、記載漏れが判明した。

➡疑義照会や処方医への情報提供に関する事例も報告されています。

【リフィル対象外の薬剤の処方：処方日数制限のある薬剤】

- ◆ 50歳代の患者に初めてリフィル処方箋が発行された。処方された薬剤は向精神薬の3剤であった。投与日数制限が設けられている薬剤はリフィル対象外であるため、薬剤師が処方医に疑義照会を行った結果、リフィル指示は取り消しとなった。

【同一医療機関からの重複処方】

- ◆ 80歳代の患者にアジルサルタン錠20mg「サワイ」、ラベプラゾールNa錠10mg「サワイ」がリフィル可2回で処方された。2回目の調剤予定日に、患者は勘違いして医療機関を受診した。処方医は前回診察時にリフィル可2回で処方したことを失念し、今回もリフィル可2回の処方箋を発行した。処方箋を応需した薬剤師がリフィル処方箋の重複に気づき疑義照会を行ったところ、今回の処方箋は発行取り消しとなり、前回発行されたリフィル処方箋で2回目の調剤を行った。

【次回受診日とリフィル回数の不整合】

- ◆ 20歳代の患者にシダキュアスギ花粉舌下錠5,000JAU 28日分リフィル可2回が処方された。薬剤師は患者から、次回の受診日は84日後であることを聴取した。リフィル回数の間違いの可能性を疑った薬剤師が処方医に疑義照会を行ったところ、リフィル可3回に変更になった。

事例のポイント

- リフィル処方箋に関する事例のうち調剤に関するヒヤリ・ハット事例は、リフィル可欄の見落としの事例が多く、要因としてリフィル処方箋の応需経験の少なさや多忙による確認漏れが報告されている。
- リフィル処方箋の調剤は、次回調剤予定日の確認や処方箋の返却など、従来の調剤とは異なる業務手順が必要となる。リフィル処方箋を応需した際の業務手順を薬局内で明確化し、遵守することが重要である。
- 疑義照会や処方医への情報提供に関する事例では、リフィル対象外の薬剤がリフィル可で処方された事例が最も多く報告されている。リフィル処方箋の正しい運用について、薬剤師は医療機関・処方医に積極的に情報提供することが望まれる。
- 患者がリフィル処方箋の仕組みをよく理解していないために、リフィル処方箋が交付されているにもかかわらず医療機関を再受診して処方が重複する事例が報告されている。そのため、薬剤師にはリフィル処方箋の仕組みや運用方法などについて患者が理解できるよう丁寧に説明することが求められる。
- リフィル処方箋を適切に運用するには、薬剤師と患者のコミュニケーションがとりわけ重要となり、医師による対面診察が行われない期間は特に細心の注意を払ってフォローアップを行う必要がある。病態や体調の変化などにより処方薬剤の継続が適切ではないと判断される場合には、処方医への情報提供を行い、必要に応じて受診勧奨を行うことが重要である。

